

東京あだち校舎テニスコート・フットサルコート使用規則

（使用方法）

第1条 テニスコート及びフットサルコートは、平常 9 時 30 分から 16 時 30 分（土曜日 11 時 30 分）まで、一般学生に開放する。但し、正課の体育授業で使用している時は、授業優先とする。

2 使用希望者は、事前に学部事務室へ申請し、使用についての指示を受ける。

3 ラケット及びボールは使用者が用意する。

4 コート使用時間は 1 時間 30 分を限度とする。

5 使用に際しては学生証の提出が必要である。

（使用上の注意）

第2条 コートの使用に適したシューズを使用する。

2 使用後は必ずコートブラシで整備を行う。

3 降雨後などで、コートが濡れている場合は原則として使用しない。

（改廃）

第3条 本規則の改廃は、学生委員会の議による。

附則

本規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。